相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

エ　請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

②　請負者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工作目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の②に同じ。

⑿　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。

③　書面の提出先　上記４の⑴に同じ。

④　支出負担行為担当官は、①の説明を求められたときは、原則として①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

⒁　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式（郵送含む）への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式（郵送含む）に変更するものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式（郵送含む）に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準（案）」（電子入札センターホームページ http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⒂　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

⒃　施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際に追加資料の提出を求めることがある。

⒄　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⒅　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①　監督体制の強化等

ア　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

イ　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

ウ　請負者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、請負者は中国四国農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

１）工事成績70点未満の評定を通知された者

２）発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

３）品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者

４）自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

⒆　低入札価格調査対象工事について試行する対策

①　低入札価格調査対象工事（以下、「対象工事」という。）について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ②及び③に示す対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）